

令和 8 年度 松浦市地域活動チャレンジ補助金 募集要項

1. 地域活動チャレンジ補助金とは

地域の魅力発見や課題解決につながる地域活動を始める市民グループを応援する補助制度です。

「こんな松浦市にしたいなあ」「松浦市にもこんなもの（こと）があったらいいなあ」を自分たちの手で実現しましょう！

2. 補助金額

1 件あたり上限 20 万円

（補助件数は市予算の範囲内。同一のグループについて交付は 1 回限り。）

3. 補助対象者

以下の全ての要件を満たすグループ

- (1) 松浦市内在住者 3 人を含む 5 人以上の者で構成されていること
- (2) 松浦市内で新たに結成又は結成後 3 年未満であること
- (3) 代表者が満 18 歳以上の松浦市在住者であること
- (4) 構成員に 18 歳未満の者が含まれる場合は保護者の同意が得られていること。

4. 補助対象事業

補助対象者が主体的に企画し実施する、以下の全ての要件を満たす事業

- (1) 地域の魅力発見や課題解決につながるものであること
- (2) 地域社会への貢献が期待できるものであること
- (3) 独自の視点やアイデアを生かした新しい取り組みであること

5. 補助対象外事業

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する又は社会通念上適当でないと認められるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の個人、団体のみが利益を受けるもの
- (5) 飲食のみを目的とするもの
- (6) 国、地方公共団体、その他の団体等から助成等を受けているもの

6. 補助対象経費・補助対象外経費

公益的事業として、社会通念上認められる経費です。

補助金は、公費であり、限られた財源の中から支出をします。用途やその経費が必要な理由等について、ヒアリングしながら経費として認められるかどうか個別に判断することになります。不明な場合は自己判断せず、適宜お尋ねください。

なお、交付決定前の支出は、補助対象経費とは認められません。目安は、以下のようなものです。

●補助対象経費

支出項目	対象となる経費
謝礼金	・講師、出演者への謝礼 ・調査、研究等にかかる報酬 など

支出項目	対象となる経費
交通費	外部講師、出演者への交通費 など
消耗品費	・文具などの消耗品費 ・講師やイベント参加者、ボランティアへの食事、飲み物代 など
燃料費	混合油 など
印刷費	ポスター、チラシ、報告書などの印刷費、コピー代 など
通信運搬費	郵送料などの通信、運搬費 など
手数料	謝金の振込手数料 など
保険料	当日のイベント保険料 など
使用料および賃借料	・会議室、イベント等の会場使用料 ・荷物の運搬に係る駐車場代 ・器具、バス等の賃借料 など
その他	・材料費、資材費、料理教室などの食材費 ・専門的知識、技術などを要する業務についての委託 など ・活動の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費

●補助対象外経費

- ・補助対象外事業に該当する経費
- ・特定の個人が使用するもの及びグループの構成員に対するもの
- ・賞金、記念品、商品券や金券など換金性の高いもの
- ・対象事業の一括委託、他団体への助成金や寄附金
- ・領収書等により使途を明確に証明することができないもの

7. 事業の実施期間

補助金交付決定日～令和9年2月28日（日）までに行われる事業

8. 応募・申請について

松浦市 政策企画課 市民協働推進室宛てにメール（kyoudou@city.matsuura.lg.jp）、もしくは市役所開庁日時に直接必要書類をご提出ください。

●提出物

- (1) 交付申請書 （松浦市補助金等交付規則 様式第1号）
- (2) 事業計画書 （松浦市地域活動チャレンジ補助金交付要綱 様式第1号）
- (3) 収支予算書 （松浦市地域活動チャレンジ補助金交付要綱 様式第2号）
- (4) 事業ポイントシート
- (5) 事業内容が分かる資料、写真など（任意）
- (6) 構成員の身分証明書の写し

●申請受付期間

令和8年8月1日（土）～令和8年9月30日（水）

9. 審査・選考・採択について

松浦市 政策企画課にて、申請受付期間後に書面審査・選考を行い、10月中旬頃、結果を通知します。

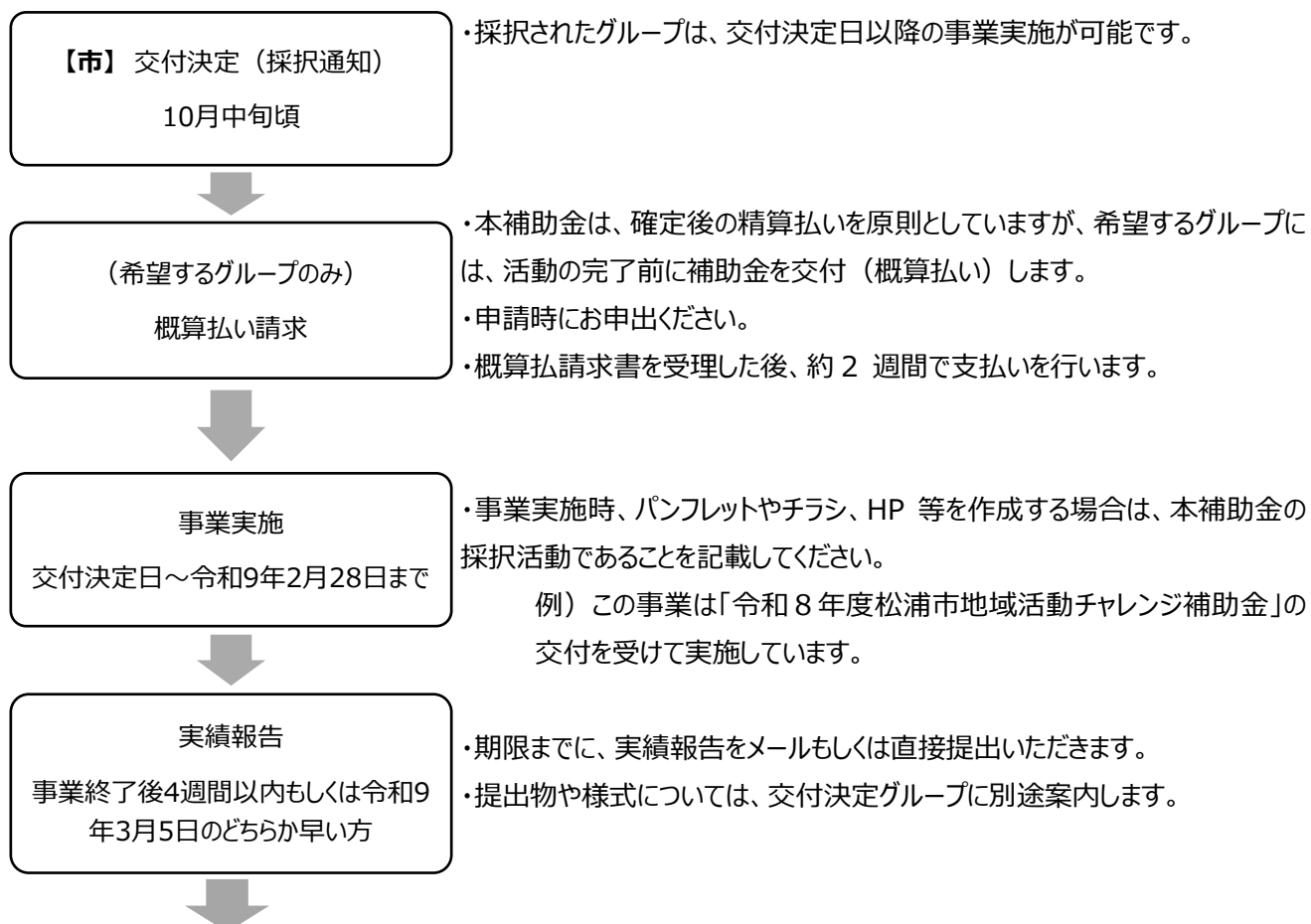
●審査項目

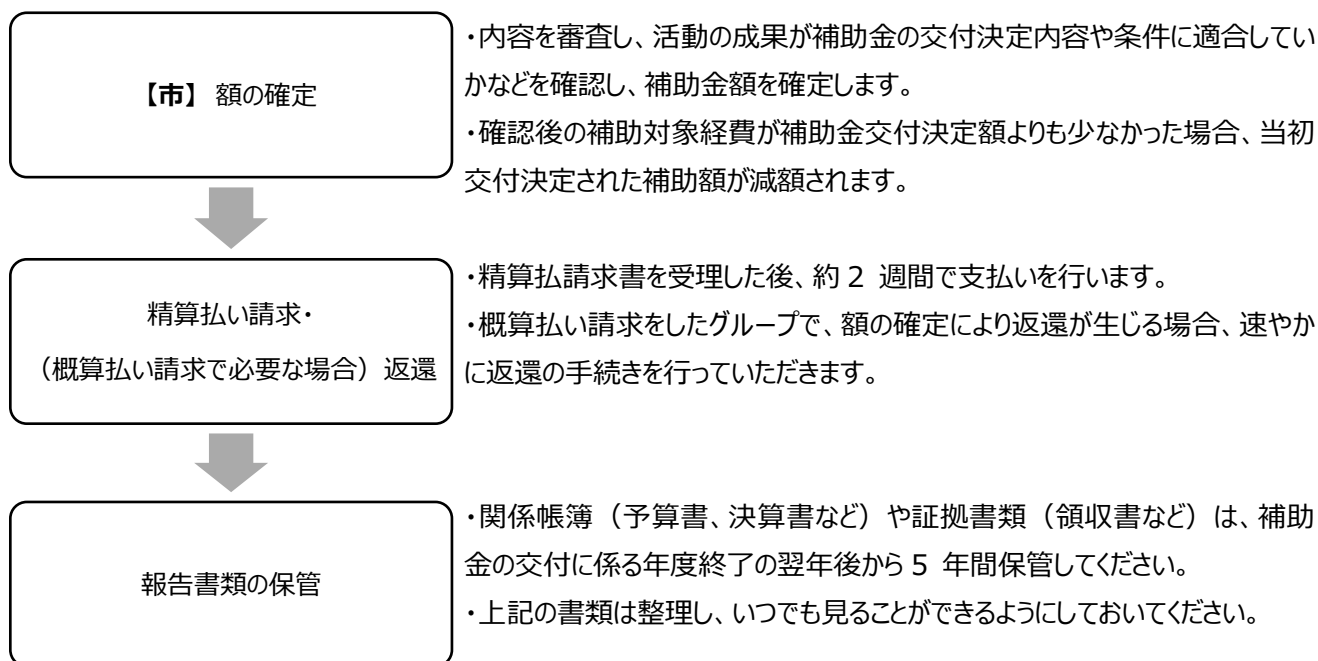
項目	着眼点	点数
1 魅力発見、課題解決	目標、目的が明確であるか。個人の趣味になっていないか。 地域の魅力発見や課題解決につながっているか。	10 点
2 地域社会への貢献	地域社会への貢献が期待できるか。 独りよがりになっていないか。	10 点
3 独自性、新規性	創意工夫がみられるか。新たな視点やチャレンジ性があるものか。 松浦市にとって新しい取り組みか。	10 点
4 費用の妥当性	実行可能な予算となっているか。 使途は妥当か。	5 点
5 発展性、将来性	今後取り組みやすい内容か。 市民をはじめ、人々が興味をもち、今後生きる取り組みか。	5 点

●選考・採択

- ・28 点以上（満点 40 点の 7 割）を採択ラインとします。事業期間内に申請された事業を審査の上、点数が上位の事業から、本補助金の市予算の範囲内で採択します。
- ・書面審査の結果は、申請いただいた全てのグループに発送します。
- ・審査結果の公表は、採択グループおよび採択活動のみの公表とし、審査点数、審査内容などについては非公開です。

10. 採択以降の流れについて





1 1. 事業実施に関する注意事項

- ・事業開始後、不明な点や悩んでいる点等ありましたら、遠慮なくご相談ください。また事業の内容変更や、予定外の支出などが必要になった場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・報告書を期限内に提出されない場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ・申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合や活動が途中で打ち切られた場合、補助金を不正に使用した場合は、補助金の交付決定の取り消しとなりますので、ご注意ください。
- ・第三者の著作物を使用する場合は、利用規約等確認の上、著作者の了承を得るなど適切に対応してください。
- ・補助金により作成した成果物の著作権は原則申請者に帰属しますが、公費で作成したものになりますので、公序良俗に反するような取扱いをしないようにお願いします。また、成果物は公開予定としておりますので、ご了承ください。